

令和3年度
第3回
定期監査報告書

(拠点整備部)
拠点整備課
農政担当

会計課
議会事務局
選挙管理委員会事務局

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査

2 監査の対象

拠点整備部 拠点整備課、農政担当
会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された財務に関する事務等

5 監査の期間

令和3年12月1日から令和4年2月24日まで
説明の聴取 令和4年2月9日

6 監査委員の除斥

議会事務局の監査において、地方自治法第199条の2の規定により、野島資雄監査委員は除斥した。

7 監査の実施内容

監査の対象部署から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員から説明聴取を行うなどの方法により、青梅市監査基準に準拠し、監査を実施した。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象部署の所管する財務に関する事務の執行等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取により監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適

正かつ効率的に執行されているものと認められた。

公印の管理については、保管状況の実査を行ったところ、適正に管理されており、また、資金前渡による現金および郵券類の管理も一部を除き適正に行われていることを確認した。

なお、監査対象部署の事務取扱の一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として述べることとする。

1 事務分掌

青梅市事務分掌規則、青梅市会計管理者補助組織設置規則、青梅市議会事務局処務規程および青梅市選挙管理委員会事務局処務規程に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和3年9月30日現在）

(1) 歳入

（単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	調定額	収入済額	調定額に対する収入率
拠点整備課	一般	—	—	—	—
農政担当	一般	—	—	—	—
会計課	一般	7,000	6,170	6,170	100.0
議会事務局	一般	41,000	9,713	9,713	100.0
選挙管理委員会事務局	一般	120,357,000	35,184,978	35,184,978	100.0

(2) 歳出

（単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
拠点整備課	一般	3,400,000	39,946	1.17
農政担当	一般	—	—	—
会計課	一般	21,356,000	6,534,463	30.60

課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
議事会事務局	一般	318,452,000	157,007,302	49.30
選挙管理委員会事務局	一般	103,507,000	42,090,763	40.66

3 要望事項等

監査を実施した拠点整備部は、拠点整備課および農政担当で組織されており、青梅インターチェンジ周辺地区整備および特定農業振興地域の指定解除にかかる関係機関との連絡調整に関することなどを所管している。

会計課は、現金等の出納、保管および記録管理や支出負担行為に関する確認ならびに収支命令の審査に関することのほか、指定金融機関等の検査などを所管している。

議会事務局は、議会に関する条例等の制定改廃、儀式および交際、議員の身分、報酬等に関する庶務的な事務をはじめ、本会議、委員会および協議会その他諸会議に関することのほか、市議会報の編集発行、各種統計資料の収集整理や議会史編さんに関することなどを所管している。

選挙管理委員会事務局は、委員会会議をはじめとした庶務的な事務や各種選挙の管理執行に関することのほか、選挙人名簿、啓発宣伝、裁判員および検察審査会に関することなどを所管している。

各部署においては、今後も適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。

(1) 拠点整備部 拠点整備課、農政担当

今井土地区画整理事業について

今井土地区画整理事業に関する現在の進捗状況は、都市計画については、令和2年度に作成した素案をもとに、東京都の関係各局、今井土地区画整理組合設立準備会（以下「準備会」という。）および事業協力者と協議を行っており、原案の作成に向け、より詳細な検討を行っている状況とのことである。また、農用地区域の除外およ

び市街化区域への編入については、東京都と国との農林調整協議が行われており、市はこの協議の早期終了に向け、東京都と連携して対応しているとのことである。

今後は、令和4年度の都市計画決定および農用地区域の除外を目指し、都市計画決定後に、準備会や事業協力者は、組合設立や事業認可の取得を経て、令和5年度中の工事着手を目指すとのことから、引き続き関係機関等と協議するとともに、事業が計画どおり着実に進行できるよう準備会の支援に努められたい。

(2) 議会事務局

タブレット端末の活用について

新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への対応や議会運営のペーパーレスの推進および業務の効率化のため、タブレット端末を30台購入した。使用方法等については研修が実施され、議員および事務局で活用するとのことである。今まで紙で見ていた文書が電子データとなることで、端末の操作に慣れるまでの間は、紙と電子データを併用していくとのことである。ペーパーレスに繋げていくためにも極力併用期間を短くし、サポート体制を充実させ電子化を進められたい。

また、会議についてもオンラインとするなど、新しい生活様式を踏まえたタブレット端末の活用を要望する。

(3) 選挙管理委員会事務局

ア ホームページの充実について

青梅市ホームページの選挙管理委員会事務局のページには、選挙結果、投票に関すること、選挙啓発等が掲載されているが、選挙管理委員の名簿や活動内容、委員会の会議録などは掲載されていない。選挙管理委員会は、公正かつ適正な選挙を行うため、地方公共団体に設置される長から独立した合議制の執行機関であることから、その機関を市民へ広く伝えるため、ホームページへ活動内容等の掲載を検討されたい。

また、明るい選挙推進協議会で作成している機関紙「おうめしるばら」については、平成30年度を最後にホームページに掲載されていない。随時、最新号を掲載するよう要望する。

イ 業務委託における支払事務について

「投票区統合に伴う基幹系業務システム改修業務委託」については、契約期間を令和3年4月1日から令和3年5月14日までとしていたが、履行期限を5月31日までとする契約変更を行った。その後、受注者側のミスにより成果物の内容に誤りが発覚したため最終納品日が6月10日となり、受注者から遅延理由書が提出され遅延違約金が発生している。

本業務委託における請求書は、10月4日に受理し、10月22日に支払っている。ミスの経緯等の説明は、7月4日の都議会議員選挙終了後に受注者から受けたとのことであるが、業務は6月10日に完了しているため、業務完了後は、請求書の発行を受注者に積極的に促し、早期に支払事務を完了させるよう要望する。

ウ 選挙事務の委託について

選挙における期日前投票所の投票事務に関しては、職員が従事することが難しいため、労働派遣業務委託により対応しており、従事者確保の面から効果的とのことである。

労働派遣業務委託は、従事時間や交通手段等の課題はあると考えるが、職員の負担軽減および従事者の確保に加え、経費削減も見込まれるとのことから、投票日当日の投開票事務等についても地域を限定し一部業務に取り入れるなど、本業務委託の拡大について検討されたい。

エ 郵券類の管理について

郵券類の確認をしたところ、切手の使用量に対して購入量が多く、在庫が非常に多い状態であった。また、一部の切手が保管場所には見当たらず、後日、別の場所にあったとのことである。

切手は、金券でありリスク管理の面からも購入計画を立て、必要最低限の購入に努めるとともに、在庫の確認は複数人により定期的実施し、適正な管理をされたい。